

(陳受22第31号)

UR賃貸住宅を公共住宅として継続することを求める意見書提出に関する陳情

受理年月日

平成22年8月26日

陳情者

緑町2-3-B3-303  
武蔵野緑町パークタウン自治会  
代表 平馬 信一 ほか1団体

### 陳情の要旨

市民生活向上のために日々ご尽力いただき感謝申し上げます。また私たちUR賃貸住宅居住者の要望についてご理解とご支援をいただき、まことにありがとうございます。

政府の行政刷新会議は4月26日、独立行政法人都市再生機構の事業仕分けを行い、「高齢者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」と評価結果を出しました。

この結果を受けて、国土交通省は、「独立行政法人都市再生機構のあり方に関する検討会」による議論を進めてきました。この検討会では、①民営化や民間売却、②特殊会社化、③住宅セーフティネットとして公的な役割を継続すべきと、さまざまな議論があったと言われており、最終的には国土交通大臣が9月中に判断し、閣議決定が行われる予定と聞いています。

私たちは、「自治体または国に移行」の実現には疑問を持ちます。また機構は市場家賃を原則にしていることから「市場家賃部分は民間に移行」では、全面的な民営化や民間売却になるのではないかと、大変心配しています。半世紀にわたる公団住宅の存在は、子育て世代から高齢者までの住まいの安定と地域コミュニティの形成に大きな役割を果たし、またまちづくりにも大きな影響を与えてきました。その役割は今後も引き続き求められています。

公共住宅として今後も安心して住み続けられるよう、住宅セーフティネットとしての役割を果たせるよう願っています。

以上の趣旨にご理解をいただき、内閣の最終判断に至る前に、貴市議会として内閣総理大臣を初め関係方面に下記の内容の意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

### 記

- 1 UR賃貸住宅居住者すべての住まいの安定を守り、貴重な社会資産である同住宅を公共賃貸住宅として良好な維持管理を継続すること。
- 2 高齢者、低所得者、子育て世帯等への住宅供給は、事業主体の改善を図りつつ、国の責任で行い、安心して住み続けられる家賃制度に改めること。
- 3 都市再生機構は、賃貸住宅の売却・削減を目指し団地再生・再編方針と定期借家契約導入方針を決めているが、これらを見直し、国民の居住安定第一の公共住宅政策を確立すること。